

Client Alert

29 May 2025

下請法の改正について

本アラートに関する
お問い合わせ先：



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



長橋 宏明
パートナー
03 6271 9533
hiroaki.nagahashi@bakermckenzie.com



佃 浩介
アソシエイト
03 6271 9510
kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com



山内 真実
アソシエイト
03 6271 9471
mami.yamauchi@bakermckenzie.com

はじめに

2025年5月16日、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が参議院本会議で可決、成立した（以下、「改正下請法」）。下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）は、下請取引の公平性を確保し、下請事業者の利益を保護するために制定された法律である¹。今回の下請法の改正は、手形払等の禁止といった実務的に重要な運用の変更を要する内容面の改正と、法令用語の変更といった形式面の改正を伴う。本アラートでは、下請法の改正の概要とその影響について解説する。

改正の背景・概要

近年、急激な労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇していることから、物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要となっており、事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要となっている。この実現のため、価格転嫁を阻害し受注者に負担を押しつける商慣習を一掃し、下請事業者の利益をより適切にアレンジ及び保護するための法的整備を行い、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援することなどを通じて価格転嫁・取引適正化を徹底すべく、下請法等の改正が検討されてきた。

改正の主な内容

改正下請法では、下請法に関して主に以下の点が変更される。

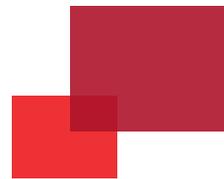
1. 下請法の規制の見直し

(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止²

対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止する。コストが上昇している中で、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備を行う。

¹ 下請法に対し、下請中小企業振興法は、親事業者の協力のもとに、下請事業者自らが、その事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう体質を強化し、下請性を脱して独立性のある企業への成長を促すことを目的としている。同じく下請事業者との取引の適正化を図ることを目的とする下請法が規制法規であるのに対し、下請中小企業振興法は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する。

² 「価格据え置き取引への対応」新第5条第2項第4号関係。



(2) 手形払等の禁止³

対象取引において、手形払を禁止する。また、電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭の満額を得ることが困難なものについて併せて禁止する。支払期日までに代金に相当する金銭を得られるようにすることにより、中小受託事業者を資金繰りに係る負担から保護することを目的とする。

(3) 運送委託の対象取引への追加⁴

発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、荷主・物流事業者間の問題に対応できるようにする。

(4) 従業員基準の追加⁵

実質的に事業規模は大きいものの当初の資本金が少額であったり、減資をすることで本法の対象となっていなかった事業者を本法の対象とするため、本法の適用基準として従業員数の基準を新たに追加し、規制及び保護の対象を拡充する。

(5) 面的執行の強化⁶

関係行政機関による指導及び助言に係る規定、関係行政機関での相互情報提供に係る規定等を新設する。具体的には、事業を所管する省庁の主務大臣に指導・助言権限を新たに付与するとともに、中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え事業を所管する省庁の主務大臣を追加することで、違反に対する執行の強化が図られている。

2. 「下請」等の用語の見直し

用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。また、題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改める⁷。

³ 新第5条第1項第2号関係。

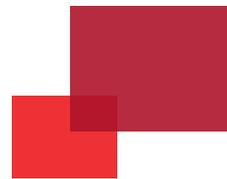
⁴ 新第2条第5項、第6項関係。

⁵ 新第2条第8項、第9項関係。

⁶ 新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係。

⁷ 「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘があり、時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっていることから、用語の見直しが行われた。

⁸ 「下請中小企業振興法」は「受託中小企業振興法」に変更される。



3. その他の改正事項

- 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として追加する（専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、これらの製造を委託する場合には、当該取引は本法の規制の対象となる）⁹。
- 下請法では一定の事項について書面等の交付義務が定められており、親事業者は下請事業者からの事前の承諾を得たときに限り、書面の交付に変えて電磁的方法によることが認められていた。改正下請法ではこの書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする¹⁰。
- 遅延利息の対象に減額を追加した。委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに支払代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、減額した金額に関する遅延利息を支払わなければならないものとする¹¹。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする¹²。

まとめ

今回の下請法の改正では、（従来の）下請事業者の利益を保護し、公平な取引を促進するために様々な変更が行われる。施行期日は、2026年1月1日の予定である。比較的大がかりな改正であり、広範囲にわたる影響をもたらすことが予想されることから、改正の内容を十分把握し、中小受託事業者への支払いフローの変更等、実務の見直しの要否を検討することが重要である。

⁹ 新第2条第1項関係。

¹⁰ 新第4条関係。

¹¹ 新第6条第2項関係

¹² 新第10条関係